

もらい忘れて いませんか？ 誤解が多い年金

特別支給と65才から受け取る年金は全くの別物です。また、特別支給を受け取ると『繰り上げ受給』（年金を早く受け取る代わりに年金が減額される制度）と勘違いして、あえて申請しない人もいますが、大きな間違いです。特別支給を受け取っても、65才からの年金額は減りません。特別支給は、通常の年金とは切り離して考えるため、該当する年にももらわないと損です。特別支給の受給開始年齢の3か月前に年金請求書が届くので、必ず返送しましょう！



もらい忘れがちな年金の例

多い誤解やミス

- 年金の繰り上げ請求に当たるのでは…
- 自分は働いているからもらえない…

特別支給の老齢厚生年金

- 妻は働いているからもらえない
- 存在を知らない

加給年金

- 9月に振り込まれた年金は8、9月分

未支給年金

○正しい

- 年金の繰り上げ受給とは別のもの
- 男性（1961年4月1日以前生まれ）
女性（1966年4月1日以前生まれ）が受給
- 月収の条件などを満たせば働いていても64歳までもらえる

- 配偶者が65歳未満で年収などの条件を満たせばもらえる
- 年金の裁定請求の際に忘れず請求

- 死亡した人が受取っていない分の年金のこと
- 9月に死亡すると、10月に支給される予定の8月9月分が未支給に
- 遺族は請求を

特別支給の老齢厚生年金のもらい方

年金請求書を紛失した場合は年金事務所に問い合わせれば再発行されます！



支給開始年齢の誕生日の3か月前に「年金の請求手続きのご案内」が送られてくる

必要書類を用意し請求書を作成。誕生日の前日から提出可能に。

1～2カ月後に年金証書・年金決定通知書が到着。

さらに1～2カ月後から年金受給開始

暦de来福

六月の大祓（読み：おおはらえ、おおはらい）

多くの神社の恒例式として年に二度おこなわれ、六月の大祓を夏越しの祓と呼びます。

大祓詞を唱え、人形ひとがた（人の形に切った白紙）などを用いて、身についた半年間の穢れを祓い、無病息災を祈るため、茅や藁を束ねた茅の輪ちのわを神前に立てて、これを三回くぐりながら「水無月の夏越の祓する人は千歳の命のぶというなり」と唱えます。

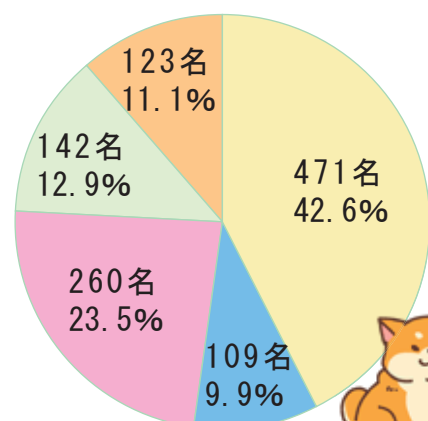
また、十二月の大祓は年越の祓とも呼ばれ、新たな年を迎えるために心身を清める祓いです。私たちにとって、その年々の節目におこなわれる大祓は、罪や穢れを祓うとともに、自らを振り返るための機会としても、必要なことではないでしょうか。

出典：神社本庁HPより



ペット飼う人のおよそ 1/3が2匹以上を飼育

ペット飼育に関するアンケート結果



■犬1匹 ■犬2匹以上 ■猫1匹
■猫2匹以上 ■犬・猫両方

昨今、賃貸住宅の企画開発においてペットと住めるマンションが増えています。弊社施工物件でもペットと快適に暮らすことができるマンションがあります。

ここにペットの飼育頭数に関するアンケート調査の結果があります。

【あなたが飼っているペットの種類と頭数を教えてください】という質問にペットを2頭以上飼育していると答えた人が全体の33.9%を占めました。

居住環境については、過半数が持ち家一戸建てでした。特に犬2匹以上と犬・猫両方では74%と高い数値がでました。しかし、猫は1匹でも2匹以上でも賃貸居住者が20%以上と、犬と異なり、賃貸住宅でも比較的飼いやすいことがわかりました。

ペットの家族化が進んでいる中、居住環境もより整えられることが注目されますね。

2019.5.6 全国賃貸新聞より

しずおかFPサービス column

入居者と会わずに契約

引っ越しは、不動産屋さんに部屋を案内してもらって…という私達が知っている常識が変わるかもしれません。2019年5月17日付の日本経済新聞によると、東京の三菱地所ハウスネット社が入居まで全く入居者に会わないで賃貸契約を締結したとのことです。入居希望者は、部屋の確認をスマートフォンでドアを解錠するシステムで行い、大家さんとの賃貸契約はオンラインを通じて電子契約で行ったとのことです。

部屋の確認は入居者だけで行うこともありますが、入居まで会わないこのような契約はまだまだ珍しいものです。しかし、今後のIoTの発展や働ける世代の人口減少などを考えると、少しずつ増えてくるのかも知れませんね。

KONOIKE co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を共創できる素晴らしい会社を目指します。

□ 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
□ 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
□ 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
□ 掛川支店	〒437-0039	袋井市・愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
□ リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>